

# 埼玉県都市農業振興計画

埼 玉 県

平成29年3月

## 目 次

はじめに	1
第 1 計画策定の趣旨	1
第 2 本県における都市農業の現状と課題	2
1 担い手の状況	2
2 都市農業の用に供する土地の状況	3
3 農業生産と経営環境の状況	4
第 3 都市農業振興の目指す方向	6
1 担い手の育成・確保	6
2 生産環境の整備と技術支援	6
3 農産物の地元での消費の促進	7
(1) 地産地消の拠点となる施設の利用促進	7
(2) 学校給食等での地場農産物の利用促進	8
(3) 都市住民への地場農産物に関する情報提供による消費拡大	8
(4) 農業の6次産業化と農商工連携の促進	8
4 農作業を体験することができる環境の整備	8
(1) 市民農園等の農作業体験の環境整備	9
(2) 福祉を目的とする都市農業の活用の促進	9
5 学校教育での農作業の体験機会の充実	9
6 都市農業の有する多様な機能の発揮	9
(1) 防災機能の発揮に向けた取組	10
(2) 良好な景観の形成機能の発揮に向けた取組	10
7 県民の理解と関心の増進	10
8 見沼田圃及び三富地域における農業振興	10
第 4 計画推進にあたって	11
1 国の施策との連携	11
(1) 税制措置・土地利用計画制度	11
(2) 補助制度	11
2 計画の期間	12
3 推進体制	12
4 市町村における地方計画の策定支援	12

## はじめに

平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」（以下「基本法」という。）は、都市農業を市街地及びその周辺の地域において行われる農業と規定し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

都市農業は、高度経済成長期に旺盛な宅地需要のもとで逆風にさらされ衰退していったが、近年は、人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを、「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地が重要な役割を果たすものとして捉えられてきている。

一方、ライフスタイルの変化に伴い、都市住民の都市農業に対する意識の変化も見られ、食の安全性に対する意識の高まりや質の高い生活環境への希求から、安全で新鮮な農産物を供給し、都市生活に潤いをもたらす都市農業の継続が望まれるようになってきている。

そうした中、都市農地が持つ農業生産の場としての機能だけでなく、多様な機能が見直されてきている。

例えば、身近な農業体験やレクリエーション・交流の場の提供、緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割や、都市の緑としてヒートアイランド現象の緩和、雨水の保水、地下水の涵養等に資するなどの役割、火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割も期待されてきている。

このため、基本法第9条の規定に基づき、平成28年5月に策定された「都市農業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）において、都市農業の振興にあたっては、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、これを通じて農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目指すべき方向性とすることが示されている。

## 第1 計画策定の趣旨

基本法第5条において、地方公共団体は、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

また、基本法第10条では、地方公共団体は、基本計画を基本とし

て、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされている。

本県においては、平成28年3月に「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、総合的な農林水産業の振興に取り組んでおり、この中で、地域と調和した都市農業の振興を目指している。

そこで、首都圏に立地している本県における都市農業の重要性に鑑み、ビジョンを基軸としつつ、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続されることを目的として、基本法に基づく地方計画として「埼玉県都市農業振興計画」（以下「県計画」という。）を策定するものである。

なお、県計画の対象とする区域は、基本法において都市農業が市街地及びその周辺の地域において行われる農業と定義されていることから、市街化区域及び非線引き都市計画地域における用途地域<sup>1</sup>内農地を中心とし、それと一体となって農業が展開されている周辺部（農業振興地域を除く。）を基本とする。加えて、都市近郊で営農を通じて特徴的な緑地空間が維持されている見沼田圃<sup>2</sup>及び三富地域<sup>3</sup>も対象とする。

## 第2 本県における都市農業の現状と課題

### 1 担い手の状況

担い手について、都市農業の例として農業振興地域を有していない県南部の10市<sup>4</sup>の状況と埼玉県の状況を2015農林業センサス、平成27年耕地及び作付面積統計で比較してみると、埼玉県の総農家数は64,178戸、販売農家数は36,743戸、販売農家のうち後継者のいる農家数は17,178戸に対し、10市では、それぞれが、3,334戸、1,970戸、1,114戸となっている。

<sup>1</sup> 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。

<sup>2</sup> 東京都心から20～30km圏内に位置し、約1,260haという広大な面積を持つ、首都近郊における貴重な大規模緑地空間

<sup>3</sup> 約300年前、江戸時代の元禄時代に、川越藩主 柳沢吉保の新田開拓により誕生した上富村（現入間郡三芳町）と中富村、下富村（現所沢市）の「三富新田」を中心にその周辺を含めた川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の5市町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。平地林の落ち葉を堆肥として利用する伝統的な農法が継承されている。

<sup>4</sup> 川口市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市

埼玉県総農家数に対する販売農家数の割合は57.3%、販売農家のうち後継者がいる農家数の割合は46.8%に対し、10市では、それぞれ59.1%、56.5%となっている。

また、1戸当たり耕地面積は、埼玉県が1.19haに対し、10市では0.58haとなっている。

10市では、1戸当たり耕地面積が埼玉県の半分程度であるが、販売農家数の割合が埼玉県を上回り、後継者のいる農家数は、約10ポイント上回っている。

10市では、都心部により近いという立地の中で、耕地面積は小さくとも資産としての価値も持つ農地を生かして農業が行われているため後継者が比較的多いと推察される。

都市農地は、営農の継続により維持されていくことが合理的なことから、農地の管理と営農を継続する後継者の確保が必要となっている。

#### 【平成27年度の担い手等の状況】

	総農家数			1戸当たり 耕地面積
		うち販売農 家数	うち後継者のい る農家数	
埼玉県	64,178戸	36,743戸 (57.3%)	17,178戸 (46.8%)	1.19ha
農業振興地域 を有していな い10市	3,334戸	1,970戸 (59.1%)	1,114戸 (56.5%)	0.58ha

## 2 都市農業の用に供する土地の状況

本県の総土地面積は、379,775ha（平成27年埼玉縣市町村勢概要）であるが、そのうち耕地面積は、75,800ha（平成28年耕地面積（平成28年10月農林水産省公表））と総土地面積の20.0%を占めている。

総土地面積のうち、都市計画法に基づく市街化区域は、71,762ha（平成28年度埼玉の土地）と総土地面積の18.9%が指定されている。

そのうち、市街化区域内農地面積については、4,296ha（平成28年度市町村税の概要。生産緑地地区1,741ha（平成28年12月31日みどり自然課調べ）を含む。）で市街化区域の6.

0%、耕地面積の5.7%を占めている。

なお、10年前の市街化区域内農地面積は、6,194ha（生産緑地地区1,823haを含む。）であり、市街化区域内の生産緑地地区以外の農地は10年間で1,816ha減少し、減少率は41.5%となっている。一方で、生産緑地地区は10年間で4.5%の減少にとどまっている。

（単位：ha）

	埼玉県の 耕地面積	市街化区域 内農地面積	市街化区域	
			生産緑地	生産緑地以外
平成18年	84,200 (100%)	6,194 (7.4%)	1,823 (2.2%)	4,371 (5.2%)
平成28年	75,800 (100%)	4,296 (5.7%)	1,741 (2.3%)	2,555 (3.4%)

都市農業を安定的に継続するには、その生産基盤となる農地の確保が重要となる。生産緑地地区に指定された農地の場合、固定資産税・都市計画税は農地評価・農地課税となるとともに、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用が認められ、相続税の算定基準となる評価額も減額される措置がある。

しかしながら、三大都市圏特定市<sup>5</sup>の生産緑地以外の市街化区域内農地の固定資産税は、宅地並評価・宅地並課税となるため、重い税負担となっている。

また、生産緑地地区に指定された農地で相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合、営農困難時貸付け<sup>6</sup>以外は、指定を受けた農業承継者自らが適切に管理する必要があり、農地の流動化は極めて困難な状況にある。

### 3 農業生産と経営環境の状況

本県では、消費地にある地理的条件を生かし、米・麦の土地利用型作物や野菜、果樹、畜産など多種多様な農畜産物が生産されている。

県南部を中心とする都市地域においても、こまつなやほうれんそ

<sup>5</sup> 以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。をいう。）首都圏：「首都圏整備法」の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの 中部圏：「中部圏開発整備法」の都市整備区域内にあるもの 近畿圏：「近畿圏整備法」の規制都市区域及び近郊整備区域内にあるもの。

<sup>6</sup> 納税猶予期間中に身体障害等により営農継続が困難となった場合の農地の貸付け。

うなどの葉物野菜や花き・植木、観光果樹など収益性の高い農業が展開されている。

なお、北足立（朝霞市、志木市、和光市、新座市）は、冬にんじんの野菜指定産地に指定されている。

生産された農産物は、農業協同組合や卸売市場への出荷、農産物加工業者への販売や消費者への直売、観光農園などにより販売されている。

【農業産出額（平成26年）】（単位：億円）

	農業産出額	野菜	花き
県全体	1,902 (100%)	967 (100%)	165 (100%)
農業振興地域を有しない県南10市	113 (5.9%)	76 (7.9%)	22 (13.6%)

また、県民が農作物の栽培や農作業の体験ができる市民農園は、農地の貸付けのみを行う特定農地貸付法<sup>7</sup>に基づく市民農園や施設整備を伴う市民農園整備促進法<sup>8</sup>に基づく市民農園（以下「法に基づく市民農園」という。）のほか、農家が経営として行う農業体験農園<sup>9</sup>（農園利用方式）として設置されている。

法に基づく市民農園の設置状況を見ると、平成27年度末で、埼玉県で220か所、そのうち約37%の81か所が市街化区域内に整備され、身近な場所で都市住民が自ら農作物を栽培し、収穫をしたいというニーズに応えている。

一方、都市地域であるがゆえに農地によっては、周囲が宅地に囲まれている箇所もあり、農薬飛散や土ぼこり、農作業音の発生など、地域住民に配慮した農業経営を展開しなければならないという制約も課題となっている。

このような中で、いかに収益を上げていくかが、都市農業者が営農を継続していく上で重要となっている。

<sup>7</sup> 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の略称。

小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合について、権利移動に関する農地法の適用除外等の措置を講じている制度。

<sup>8</sup> 農地の貸付けと併せて休憩施設等の附帯施設を整備するための法律。市民農園整備促進法に基づき市民農園が開設できる場所は、市町村が指定した「市民農園区域」又は都市計画法の「市街化区域」に限られる。

<sup>9</sup> 農地所有者等が自ら経営する農業の一環として、都市住民等に連続した農作業体験を行うもの。経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園。

### 第3 都市農業振興の目指す方向

都市農業は様々な機能を有しているが、中でも、農産物を供給する機能は基本的な機能であり、この機能の向上とその十分な発揮に向け、住民と近接しているという都市の特性に対応し、担い手の育成・確保や生産環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

また、農産物を供給する機能以外の多様な機能に着目した取組や農業と農業政策の情報発信としての取組も併せて進めていく必要がある。

このため、地域の特性や資源を生かした地域と調和した都市農業の振興を図る。

#### 1 担い手の育成・確保

都市農業の維持・発展に向けて、現在営農している都市農業者やその後継者となる担い手の育成・確保を図る。

県内の農業振興地域を有しない市の一部で、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想を策定し、意欲ある農業者の経営改善を進めるため、重点的に支援を行っている。引き続き、こうした制度を効果的に活用しつつ、担い手の育成・確保に努める。

また、都市農業者の営農を維持するため、県が実施する協同農業普及事業<sup>10</sup>や農業協同組合が行う営農指導事業により、担い手や後継者に対して栽培指導や経営相談、就農相談窓口でのアドバイスなどの支援を引き続き行い、担い手の確保・育成を進める。

さらに、農業者が安定的に営農を継続できるよう生産緑地制度、市民農園制度、税制措置等の都市農業に関わる諸制度について、市町村や農業団体と連携し農業者へ周知を図る。

#### 2 生産環境の整備と技術支援

都市農業者が営農を継続できるよう、都市の特性に対応した生産環境の整備と技術支援を行う。

都市農業の生産基盤となる都市農地は市街化が進展する街区の中で点在し、宅地と隣接するという特有の立地条件により、営農するには、農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出への対策や、農作業実施の日課を調整するなど周辺への配慮をしなければなら

<sup>10</sup> 都道府県の専門の職員が直接農業者に接して農業技術・経営に関する支援を行う事業。

ないことが課題となっている。

また、少ない農地を有効に活用し収益が確保できるよう、施設栽培による周年化や観光農園など付加価値の高い農業を展開する必要がある。

このため、意欲ある農業者に対して、生産施設整備を行う場合、農業近代化資金等の制度資金の活用や国の都市農業機能発揮対策事業などの補助制度を活用した支援を行う。

また、都市農業においても実施されている協同農業普及事業は、従来から農業者に対する技術や経営等の指導を行っており、引き続き、都市農業における経営展開のための技術導入等の指導を行う。

さらに、都市部においては、消費者が身近にいることから、直売型の経営展開を行っている都市農業者も存在するため、これらの農業者に対しても、栽培技術や経営の支援を行うとともに、収益が得られ、営農が継続できるよう必要に応じて経営の専門家と連携し、農業経営を支援する。

また、農業者の高齢化や地域コミュニティの弱体化などにより農業用排水路・農道（農業用施設）の維持管理が困難になってきている。

農業者や都市住民を含めた地域活動による地域の農業用施設の維持管理を図るため、多面的機能支払交付金の活用に向けた支援を行う。

### **3 農産物の地元での消費の促進**

都市農業の農産物を供給する機能を十分に発揮するとともに、都市農業に対する地域住民の理解促進に資するため、地元での農産物の消費を促進する。

#### **(1) 地産地消の拠点となる施設の利用促進**

農産物直売所や観光農園、地域の特色を生かした農家レストランは、地産地消の拠点施設となるとともに、都市住民と農業者が直接交流できる利点があり、都市住民がこれらを利用することにより、都市農業の理解促進の手段となる。

このため、これらの施設について都市住民の利用が促進されるよう情報を広く発信する。

また、農産物直売所の品揃えの充実等により魅力向上を図る。加えて、地場農産物を直接手に取り、食べることができるよう、

量販店における地場農産物コーナーの設置と飲食店での地場農産物の利用を促進する。

## **(2) 学校給食等での地場農産物の利用促進**

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康増進を図るだけでなく、地域の農産物を活用することによって、地域の食文化や食料の生産等に理解を深めることができる。

これまでも関係者の努力により、地域で収穫された食材の学校給食における利用拡大が図られてきた。引き続き地域の農業と農産物を児童生徒に知ってもらう必要がある。

学校給食における地場農産物の活用を拡大するため、新たに学校給食に導入が期待できる農産物の情報提供や産地紹介、学校栄養士など学校給食関係者と生産者との交流会・意見交換会の開催などを通して、学校給食での地場農産物の利用促進について、関係者による連携を図る。

また、県民が地場農産物を身近で食することができるよう企業等の食堂などでの地場農産物の利用拡大を促進する。

## **(3) 都市住民への地場農産物に関する情報提供による消費拡大**

庭先販売を行う農業者の情報や農産物直売所、地場農産物の種類やその調理法などについて、インターネットをはじめ各種広報媒体を活用し、都市住民に対する情報提供を図り、その消費を通じ、地場農産物に対する理解や都市農業に対する認識の醸成を促進する。

## **(4) 農業の6次産業化と農商工連携の促進**

面積的な規模拡大が難しい都市農業にあっては、農業の6次産業化や農商工連携は、農業者の所得向上に有効な手段である。このため、6次産業化を志向する農業者や食品製造業者等に対する相談、商品開発や販路開拓など取組の段階に応じた支援を行う。

## **4 農作業を体験することができる環境の整備**

都市住民の農作業を体験したいというニーズに対応するとともに、農業に対する認識を高めることができるよう、都市住民が実際に農作業を体験できる市民農園などの整備を促進する。

## **(1) 市民農園等の農作業体験の環境整備**

市民農園は、都市住民が野菜や花などを栽培することによって、農業を直接体験することができ、都市農業への理解を深めることにも寄与する施設である。

このため、開設希望者に対し、市民農園に関する制度の周知や運営ノウハウに関する研修などを実施し、市民農園の整備を促進する。

整備に当たっては、農作物の栽培指導や収穫体験の実施、都市農業者と利用者の交流の場の設置など、都市住民が農作業体験に取り組みやすい農園となるよう配慮する。

また、農地を所有する農家の農業経営の一環として、農家が作付計画を立て、その指導に沿って種まきから収穫までを体験でき、収穫した野菜は、利用者が持ち帰ることができる農業体験農園の取組も促進する。

## **(2) 福祉を目的とする都市農業の活用の促進**

農作業を通じた収穫の喜びなど高齢者の生きがいのための市民農園や、障害者が農作業に従事する福祉農園などが開設されていることから、企業や福祉事業者が農園を開設するために必要となる技術・知識習得、借地等を含めた農地の確保に関する支援を行う。

## **5 学校教育での農作業の体験機会の充実**

教育関係者や市町村、埼玉県農業協同組合中央会等関係団体と連携して、児童生徒の農業に関する学習の機会の充実を図る。

児童生徒が農業体験活動を通じて生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるため、県内全ての公立小・中学校で埼玉県みどりの学校ファームに取り組んでいる。

今後も学校関係者や農業団体等と連携し、学校ファームの優良事例を紹介するなどして、市町村学校ファーム推進協議会による支援体制の強化などを通じて学校ファームの更なる充実を図る。

## **6 都市農業の有する多様な機能の発揮**

都市農業の有する防災、景観形成機能など、営農が継続されることによる多様な機能の発揮を図るとともに、これらの機能が発揮さ

れることにより、都市に農業が存在することの意義への理解促進を図る。

### **(1) 防災機能の発揮に向けた取組**

自然災害発生時に都市農地が身近にある安全な避難場所等としての機能を適切に発揮できるよう、市町村と農業協同組合や農地所有者などとの協定の締結や地域防災計画<sup>11</sup>への位置付けなど防災協力農地<sup>12</sup>の取組の普及を推進する。

### **(2) 良好な景観の形成機能の発揮に向けた取組**

都市農地が有する緑地空間や水辺空間は都市において生活する住民にとって「潤い」を与える一つの機能となっている。

この機能は、都市化が進む中で、都市農業者が営農という手法を用いて維持されてきたものであり、今後も営農の継続を支援することにより良好な景観の形成機能の発揮を図る。

## **7 県民の理解と関心の増進**

都市農業者と都市住民との交流は、都市住民の都市農業への理解を促進することから、市民農園や農業体験農園の利用促進を図る。

また、都市農業者と都市住民が触れ合う農業祭などイベント活動を引き続き促進するとともに、都市農業に関する制度や施策について、インターネット等を通じて紹介する啓発活動に取り組む。

## **8 見沼田圃及び三富地域における農業振興**

都市近郊に位置し、貴重な緑地空間である見沼田圃や三富地域では、地域の特徴を生かした農業が営まれ、その営農を通じて緑地空間の維持が図られている。

見沼田圃は、治水機能を保ちつつ、地域の主要な作物である花・植木や野菜などの産地づくり、観光農園や市民農園の整備を促進し、都市と調和した特色ある農業の振興を図る。

三富地域では、地域の農業者やNPO、都市住民等と連携しながら、平地林の落ち葉を活用した伝統的な農法の持続的な発展を図る。

<sup>11</sup> 災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

<sup>12</sup> 地震に備え、住民の一時避難所や復旧用の資材置き場として使える農地を自治体が登録したり、地元農協と協定を結んだりする制度。

## 第4 計画推進にあたって

### 1 国の施策との連携

都市農業を振興していくためには、税制措置、土地利用計画制度、補助制度（交付金を含む。）をはじめとした国の施策と連携しながら、都市農業振興施策を行っていくことが不可欠である。

#### (1) 税制措置・土地利用計画制度

市街化区域内農地の維持については、固定資産税や相続税などの税制上の特例措置の適用を受けられるかが大きく影響する。

基本計画において「貸借を通じた担い手の確保の仕組み及び土地利用計画制度の構築に併せて、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、税制措置が適切に講じられることが重要である。」「農地としての保全が図られるために必要な土地利用規制を検討する。」とされている。

これを受けて、「平成29年度税制改正の大綱」（平成28年12月22日閣議決定）において、「生産緑地法の改正を前提に、面積要件の緩和された改正後の生産緑地地区内にある農地等については、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用上、現行と同様の取扱いとする。」こと、地方税について、「生産緑地法の改正を前提に、生産緑地地区の面積要件の緩和に伴う所要の措置を講ずる。」との記述が盛り込まれ、併せて、生産緑地法、都市計画法等の改正が今後見込まれている。

このため、税制措置・土地利用計画制度の改正について、これらの制度が有効に活用されるよう市町村、関係団体、農業者等への周知を図る。

また、都市農業振興に関する国における施策の動向を注視し、国に対し、本県の都市農業の振興に関する必要な提案を行う。

#### (2) 補助制度

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、国において防災協力農地の推進、近接宅地等周辺環境に配慮した施設の整備や福祉農園等の整備を支援する事業が実施されている。これらの事業の周知を図る。

また、多面的機能支払交付金では、「地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」は交付の対象となるこ

とから、県と市町村が連携して、活動区域の設定や活動組織の設立を支援する。

基本計画において、「農業が今後とも展開されることが確実な都市農地については、今後は、生産緑地か否かにかかわらず、農業振興施策を本格的に講ずる方向に舵を切り替えていく必要がある。」とされている。

都市農業の振興に関し、今後、国において補助制度をはじめとして、新たな都市農業振興制度が検討されていくことから、県としてその動向を注視し、それと連携した農業施策を検討する。

## **2 計画の期間**

基本法上、地方計画は期間を限るものとはされていないが、一定期間経過した場合には、効果の検証など計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## **3 推進体制**

県は、国の関係機関や庁内関係部局、市町村、農業団体などの関係団体と連携し、本計画に基づく都市農業の振興を図っていくものとする。

## **4 市町村における地方計画の策定支援**

市町村が基本法に基づく地方計画を策定するにあたって、その円滑な策定が進むよう、県は市町村に対し、都市農業の振興に関する必要な情報について提供していくものとする。

